

# 施設等利用給付(第2・3号)認定について

このFAQでは、保育の必要性を認定する施設等利用給付認定(第2号・3号)についてご案内しています。

## ○施設等利用給付認定の申込みについて

No	事項	質問	回答
1	認定申請	認可保育施設に在園している場合、施設等利用給付の手続きは何かする必要がありますか？	既に保育の必要性の確認をしておりますので、手続きは不要です。
2	認定申請	施設等利用給付認定の申請は郵送でできますか？	施設等利用給付認定の申請は、郵送または窓口での受け付けとなります。 ※施設経由で申請書を提出するよう施設から案内がある場合は施設にご提出ください。
3	認定申請	施設等利用給付認定の申請は、FAXでも受け付けてもらえますか？	FAXでの申請は受け付けできません。
4	認定申請	施設等利用給付を受ければ、認可保育施設の入園申込みも行えるのですか？	施設等利用給付認定では、「保育の必要量」の確認をしていませんので、認可保育施設へ入園申請を行う際は、教育・保育給付認定を改めて申請していただく必要があります。認可保育施設の申込書類について、詳細は「豊島区認可保育施設 入園・転園・延長保育利用のしおり」をご覧ください。
5	認定申請	兄弟・姉妹同時に申込みます。施設等利用給付認定申請書や要件確認資料は、子ども1人につきそれぞれ必要ですか？	施設等利用給付認定申請書は申込みをされるお子さんごとに提出が必要です。しかし、要件確認資料については、世帯で一部ご用意いただければ構いません。
6	認定申請	施設等利用給付認定申請は毎年行う必要がありますか？	認定事由(保育の必要性)に変更がないかの確認を毎年させていただきます。そのため、保育の必要性を確認する資料の提出は毎年必要ですが、施設等利用給付認定申請を毎年行う必要はありません。ただし、認定要件により有効期間が異なります。有効期間が切れ、引き続き施設等利用給付を受けたい場合は、再度申請を行う必要がありますのでご注意ください。
7	認定申請	認可保育園の平成31年4月入園を申込みましたが、待機となり認可外保育施設を4月から利用しています。今回、施設等利用給付認定の申請を改めて行う必要がありますか？	平成30年10月1日以降に教育・保育認定を受けた方は、施設等利用給付認定を受けていただく必要はありません。(「求職」、「出産」事由の場合を除く) ただし、翌年度(令和2年4月)以降における保育の必要性の確認の際は、郵送にてご案内を送付いたしますので必要書類をご提出いただきます。
8	認定申請	現在、認可外保育施設を利用しています。平成31年4月入園申込みを平成30年10月1日以降に申込みましたが、その時と保育の必要性が変更になっています。その場合でも施設等利用給付認定の申込みを改めて行う必要はありますか？	平成30年10月1日以降に認可保育園の申込みをされた方で、入園待機となったことで認可外保育施設を利用されている方については、保育の必要性に変更が無いことを前提とし、みなし認定(※)をする予定です。(「求職」、「出産」事由の場合を除く) 保育の必要性の要件に変更があった際は、改めて保育の必要性を確認する必要がありますので、施設等利用給付認定申請書及び要件確認資料をご提出ください。  ※みなし認定とは、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすことです。
9	認定申請	現在、認可外保育施設を利用しています。これまで認可保育園の申込みはしたことがありません。認可外保育施設の施設等利用給付認定を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのでしょうか？	今回の無償化において、幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となった背景には、認可保育園等の入園申込みをし、入ることができなかった方の代替措置があげられます。そのため、認可外保育施設の施設等利用給付の対象となるためには、基本的には既に保育認定(2・3号認定)を取得し、認可保育園等への入園申込みを行った方であると考えております。 ただし、就労している時間帯(例えば深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で認可保育園に入所をあきらめるといった各世帯のご事情があることを鑑み、これまでに保育認定を受けず、認可保育園の申込みを行わなかった方については、「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」を添えて、施設等利用給付認定の申込みを行ってください。

## ○施設等利用給付認定申請書類について

10	申請書類	施設等利用給付認定申請に必要な書類は、どこで手に入りますか？	施設等利用給付認定申請に必要な書類については、豊島区本庁舎4階の保育課窓口で配布しているほか、豊島区HPからダウンロードしていただくことができます。  ※認可保育施設の様式とお間違えのないようご注意ください。
----	------	--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ○各種認定事由について

11	保育の必要性	保育の必要性とはどんな条件ですか？	保護者が働いていたり、病気などで日中家庭で保育ができない状況にあります。例えば「就労」事由の場合、月48時間以上の就労が条件となります。保護者の方の状況が変わった場合は、認定の変更申請が必要です。
12	保育の必要性	「保育の必要性を証明する書類」は、父か母どちらかのものを提出すればいいですか？	保護者の方全員が「保育を必要とする事由」に該当することを証明する書類が必要となります。例えば共働き家庭の場合は、ご両親の「就労(予定)証明書」を提出してください。

【就労(外勤・自営業)】

13	就労	施設等利用給付認定を就労要件で申込みます。就労の要件として月48時間以上の就労とありますが、雇用契約と実績とどちらで判断されますか？	月48時間の就労の確認は、直近3ヶ月の実績を基に判断します。そのため、雇用契約が月48時間以上であっても、直近3ヶ月の実績が月48時間を満たしていない場合は、就労要件としてみることはできません。なお、「就労(予定)証明書」の記載依頼の際には、休憩時間や、有給休暇を含めた時間・日数を記載するようご依頼ください。
14	就労	就労をしているため認可外の保育施設に子どもを預けています。現在下の子の妊娠をされており、出産後は育児休業を取得する予定です。育児休業を取得した場合、上の子は施設等利用給付の対象から外れてしまいますか？	施設等利用給付認定を受けようとする児童以外の育児休業を取得する場合には、保育(就労)の継続性の観点から保育の必要性を認めており、上の子は施設等利用給付の対象となります。なお、保育の必要性の認定(「就労」事由)では、家事・育児の時間は含まれません。そのため、施設等利用給付認定を受けようとする児童の育児休業を取得されている方は対象外となります。
15	就労	就労(予定)証明書は豊島区様式でなければなりませんか？	豊島区様式でご提出ください。
16	就労	複数の勤務先で就労している場合、すべての勤務先から就労証明書を用意する必要がありますか？	すべての勤務先から就労証明書をご用意ください。保育の必要性(月48時間以上)の確認は就労時間の合計を確認し、判断させていただきます。ただし、1ヶ所の勤務先で月48時間以上の就労が確認できる場合は、1ヶ所の証明書で結構です。
17	就労	自営業で仕事をしている場合、申請時にどのような書類を提出する必要がありますか？	自営業を営んでいる方については、「就労(予定)証明書」及び「お仕事に関する書類」のAグループ・Bグループからそれぞれ写しを提出していただきます。 ※客観的資料の提出がなく、「就労(予定)証明書」のみの場合は、就労事由としてみることはできませんので、ご注意ください。
18	就労	祖父が経営している会社に他の従業員と同様に雇用されています。保育を必要とする状況の証明書類は就労(予定)証明書のみでいいですか？	豊島区では、自らが経営者または父母の親族が経営する事業に勤めている方は、雇用形態や勤務先が法人・個人かを問わず自営業の扱いとしていますので、「就労(予定)証明書」及び「お仕事に関する書類」のA・Bグループそれぞれの書類をご提出ください。
19	就労	「就労」事由で認定を受けていましたが、疾病の療養のために休職することになりました。継続して認定を受けるにはどうしたらいいですか？	「施設等利用給付認定・変更申請書(第2号・第3号)」と「医師の診断書」の提出をいただければ、療養期間中に限り「疾病」の事由で認定を受けることができる場合があります。診断書には病名と療養期間、「日中お子さんの保育ができない」旨の記載が必要です。

【求職活動】

20	求職活動	現在、求職活動を行っています。施設等利用給付認定を「求職」事由で申込み場合、どのような書類が必要になりますか？	「求職」事由で施設等利用給付認定を申込み場合、「求職活動状況申告書」に必要事項を記入し、ハローワークカード等の書類を添付して提出してください。 なお、「求職」事由での認定期間は3ヶ月間となります。
21	求職活動	「求職」事由で施設等利用給付認定を申込みました。認定期間内に勤務先の内定をもらうことができましたが、どのような手続きが必要ですか？	勤務開始予定であることを証明する資料が必要になります。「就労(予定)証明書」と「施設等利用給付認定・変更申請書(第2号・第3号)」を担当課までご提出ください。「就労」事由に該当することが確認できた場合は、改めて認定通知を送付いたします。
22	求職活動	ハローワークや自治体の就労支援サービスではなく、新聞や雑誌、ホームページの求人情報の閲覧など、自宅で仕事を探す場合も、求職活動として認められますか？	求職活動の内容としては、客観的に求職活動であると確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられる内容であることが必要です。このため、自宅における新聞、ホームページでの求人情報の閲覧は求職活動に含めることができません。

○施設等料給付認定申請後について

23	申請却下	保育の必要性が認められた場合、認定通知書で通知することですが、保育の必要性が認められなかった場合は何か通知がくるのですか？	保育の必要性が確認できなかった場合は、「却下通知書」を送付します。
24	認定までの期間	申請から認定通知書の通知まではどのくらいの期間がかかりますか？	認定通知書は、申請から30日以内に通知します。ただし、認定事務が集中した場合は、審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
25	認定事由の変更	認定通知書を受け取った後、「転職をした」「認定事由が変更になった(就労一介護など)」等、申請時と状況が変更になった場合はどうすればいいのですか？	認定通知書の通知後、申請状況に変更があった際は速やかに「施設等利用給付認定・変更申請書(第2号・3号)」及び保育の必要性を証明する書類を添えて担当課へご提出ください。書類を確認し、認定事由が変更になる場合は改めて認定通知書を通知します。

○その他

26	年齢到達による区分変更	施設等利用給付認定第3号から同認定第2号に変わる際は、何か手続きが必要になりますか？	手続きは必要ありません。年齢到達による認定区分の変更通知は担当課で確認し、認定通知書を通知します。
27	認定開始日	施設等利用給付を令和元年10月から受けたかったが、申込みを失念していました。施設等利用給付認定の開始日を申請日より前に遡ることはできますか？	施設等利用給付認定日の遡りはできません。